

在デンバー日本国総領事館領事部

平成27年メールマガジン第32号（2015年11月23日送信）

★★

【今号の内容】

● マイナンバー制度について

★★

● マイナンバー制度

日本国内では今年10月から、マイナンバー制度（正式には「社会保障・税番号制度」）が導入され、住民登録するすべての人にマイナンバー（12桁の個人番号）が付与され、その通知が住所地に郵送され始めました。来年1月から、社会保障、税、災害補助などの行政手続きにおいてマイナンバーが必要になります。

海外に滞在・在留する人は、日本国内に生活の本拠がない（住民登録をしていない）ので、マイナンバーは付番されません。ただし、帰国後に住民登録を行えば、受取ることができます。

海外に滞在・在留していても日本に住民票を残している人（出張者や留学生など）は、マイナンバーが付番され、その通知が日本国内の住所に送られています。この通知カードを本人不在で受取れず、また、代理に受取る親族もいない場合、その通知は市区町村に返送され、一定期間（約三ヶ月）保管されます。

マイナンバー制度の詳細は、どうぞ以下のコールセンター（日本国内）まで直接お問い合わせになるか、関連サイトをご参照ください。

マイナンバーのコールセンター（海外からでも通話可能な番号）

- ・内閣府 マイナンバー制度

050-3816-9405

- ・地方公共団体情報システム機構 個人番号カード

050-3818-1250

マイナンバーの公式ホームページ

- ・内閣府 マイナンバー制度

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- ・総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)

- ・地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部  
Consulate-General of Japan in Denver  
1225 17th Street, Suite 3000  
Denver, CO 80202  
TEL:303-534-1151  
FAX:303-534-3393  
E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp